

京都市契約事務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第75号

京都市契約事務規則等の一部を改正する規則

(京都市契約事務規則の一部改正)

第1条 京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合においては、京都市条例の公布等に関する条例第6条本文において準用する同条例第2条第2項本文中「市役所の掲示場に掲示して」とあるのは、「市役所の掲示場に掲示し、及びインターネットを利用する方法により」と読み替えるものとする。

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市風致地区条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第23条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市自然風景保全条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部改正)

第6条 京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第43条の2中「及び区役所」及び「その他の適当な方法」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市情報公開条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部改正)

第10条 京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する

条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市眺望景観創生条例施行規則の一部改正)

第11条 京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第25条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)